伊方町地域材利用木造住宅建築促進事業

　伊方町では、町民が愛媛県内の森林から生産され、かつ地域の製材で加工された木材を使用した**木造住宅の建築を行う場合に、その経費の一部に対して補助金を交付します。**

この補助事業の概要は、以下のとおりです。

□補助対象者

1.自ら居住するために伊方町内に木造住宅を新たに建築する町民

2.自ら居住するために伊方町内に建築された木造住宅（新築建売住宅）を購入する町民

□補助対象住宅

1.県内で生産された木材で製材の主要部材にその体積の60パーセント以上使用して建築し、

　かつ住宅部分の床面積が80平方メートル以上の木造住宅

2.在来工法（軸組工法）により建築される木造住宅

3.建築基準法を充たしている木造住宅

【主要部材】

　土台、大引、根太、通柱、管柱、間柱、桁、梁、筋かい、小屋束、棟木、母屋、垂木

□補助金額

　補助金の額は、木造住宅に使用する県産材の材積1立方メートルに対し1万円を乗じて算出した額とする。ただし、限度額は50万円。

□提出書類

　（事前）

補助金交付申請書、事業計画書、県産材使用率計算書、補助金計算書、

建築現場位置図、納税証明

※変更、中止等があった場合も届出が必要です。

　（事後）

事業完了届、実績報告書、県産材使用率計算書、補助金計算書、

建築証明書、納品証明書、購入証明書、建築契約書等の写し、

住民票の写し、補助金請求書。

□お問い合わせ先

　　詳しい手続きに関しましては、伊方町農林水産課にお問い合わせください。

　　■お問い合わせ先　伊方町農林水産課農業等支援係　0894-38-2658